

A Supplementary Study on the Cases of Homicide by Accident in Early Qing China

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/44835

清代初期過失殺補論

中 村 正 人

1. はじめに

筆者はかつて清代初期の過失殺事案の特異性について論じたことがある¹が、本稿はそこで述べた見解の補強と一部修正を試みるものである。

清代の過失殺については、中村茂夫氏の専論²があり、そこに示された見解が学界の通説として認知されている。氏によれば、清代における過失殺とは、何ら非難されるべき点のない正常な行為から、たまたま人の死という結果が発生した場合に適用されるものであり、死という結果が発生するまでの一連の行為の中に、何がしか問題のある行為が含まれている場合には、もはや過失殺が成立する余地はないものとされていた³。

ただ、中村氏もすでに指摘していたように、こうした過失殺のあり方は、主として乾隆朝中期以降において当てはまるのことであり、それ以前においてはいささか様相が異なっていた。このことを、清代初期の実際の裁判例に基づいて実証的に論じたのが前稿であった。その後、前稿に対する鈴木秀光氏の書評が『法制史研究』64号に掲載されたが、そこで指摘された批判点について再度検討し、前稿で示した見解に修正を加えようとするのが本稿の主たる目的である。

1 拙稿「清代初期における過失殺事例の紹介と若干の検討」(『金沢法学』55卷2号、2013年、所収)、以下「前稿」と称する。

2 中村茂夫「過失の構造」(同『清代刑法研究』(東京大学出版会、1973年) 所収)。原載は『国家学会雑誌』79卷9・10号、同11・12号、同80卷1・2号、同3・4号(原題「清朝の刑法における過失」)。

3 詳しくは、中村前掲注2論文参照。また前掲注1の前稿122頁以下においても、中村氏の所説の要点をまとめてあるので、あわせて参照されたい。

以下に本稿の構成を述べる。まず最初に、清代初期においてのみ過失殺が成立し、清代中期以降においては過失殺の成立が認められないと目されるような事案（これを本稿では「清代初期特有の過失殺事案」、略して「初期特有事案」と呼ぶことにする）について、前稿で取り上げることのなかった類型を新規に紹介し、前稿の主張の補強を試みる。次いで、鈴木氏の書評で批判のあった、いわゆる「推跌致死」の事案の評価に関して再度検討を加えた後、最後に当該再検討の結果を踏まえた上で、前稿で示した見解の内、過失殺律適用状況の変化時期に関する点について修正を加えたい。

なお、前稿においても述べたとおり、本稿においても概ね乾隆朝前半期（乾隆 20 年頃まで）を境に、それ以前の時期を「清代初期」、それ以降の時期を「清代中期以降」と便宜的に呼ぶこととする。

2. 清代初期特有の過失殺事案（初期特有事案）の追加紹介

初期特有事案に関しては、前稿において、便宜的に『扭結』から発生した死亡事例」「物の奪い合いが原因で発生した死亡事例」「『推跌致死』の事例」「他人の行為への抵抗から発生した死亡の事例」「闘争の際の巻き添えで死亡させた事例」「『勸阻』の際に誤って死亡させた事例」「錯誤によって人を死亡させた事例」の 7 つの類型に分類した上で、合わせて 14 件（注において紹介したものも含めれば 17 件）の事案を紹介した。

今回新たに「動物を攻撃しようとして誤って人を死亡された事例」として 1 件を追加紹介したい。以下に引用する乾隆 6 年（1741 年）の尹伯昌一案がそれである。

尹伯昌が市場に行って飲酒し、酔って帰宅した際に、猫が自分の飼っている鶴を食べようとしているのを目撃したため、猫を地面に投げつけようとしたところ、その様子を見た楊飛栄が彼の行為を責めて罵ったため、お互いに言い争いになったが、母親の張氏に引き連れられてその場は収まった。しかし尹伯昌は猫に対する怒りがますます募ったため、槍を持って猫

を探し出し、追いかけて突き刺そうとした。この時、猫はまだテーブルの上に立っており、尹伯昌が槍で空中を突き刺したところ、楊飛栄がやって来て猫を護ろうとした。猫は楊飛栄の頭上から跳躍して走り去ろうとしたため、尹伯昌はその動きに合わせて猫に向かって一突きしたところ、たまたま楊飛栄の左目に当たって死なせてしまった⁴。

本事案において、原審である四川巡撫⁵方顥は、尹伯昌を闘殺律⁶によって絞監候に擬した。これに対して刑部は、確かに尹伯昌は猫が原因で楊飛栄と言い争いになったが、母親の張氏に連れられて一旦その場を離れたため、「闘毆」の情状があったとは言えず、また尹伯昌が楊飛栄を傷つけたのは、楊飛栄の頭上を飛び越えようとした猫を切りつけたところ、誤って楊飛栄の目を傷つけたものであり、供述内容からは過失殺人であることは明らかであるにもかかわらず、闘殺律に擬したのは理に合わないとして原擬を駁した。これを受けて、後任の四川巡撫顧色は、改めて尹伯昌を過失殺律によって収贖に擬し、そのとおりに事案は完結している。

このような、動物を攻撃しようとして誤って人を死亡させた事案に対しては、乾隆中期以降は一般的に過失殺律が適用されなくなったようである。『刑案匯覽』等といった、乾隆中期以降の事案を収めた刑案史料中に、この種の事案がいくつか収録されているが、その中から代表的なもの2例を以下に引用する。

平三は、牛が高粱を踏み荒らして食べていたため、宋始と一緒に牛を追い払おうとした。その際平三は牛に向かって棍棒を投げつけたが、誤って宋

4 『駁案成編』第5冊「四川司、……湖廣武岡州民尹伯昌誤戳楊飛栄身死一案、……於乾隆六年八月二十一日議覆、二十八日奉旨、依議」。

5 四川省は乾隆13年以降、四川總督が巡撫の職務を兼ねることになる（「兼巡撫事」）が、この段階ではまだ専任の巡撫が置かれていた。『清史稿』卷116職官志中の四川總督の項（中華書局標点本3340頁）参照。

6 大清律例卷26、刑律人命、闘毆及故殺人条。「闘争の際に人を殺した者は、手足・他物・金刃（のいずれの手段によったか）を問わず、すべて絞監候に処する云々〔凡闘毆殺人者、不問手足・他物・金刃、並絞（監候）云々〕」。

始を傷つけてしまい、死なせてしまった⁷。

本件は道光 2 年（1822 年）の事案であり、中村茂夫氏の比附に関する論文⁸でも取り上げられたものであるが、牛を追い払うために投げた棍棒が同伴者に当たって死亡させた平三に対して、過失殺律ではなく、弓箭傷人律⁹に比附して流刑（杖一百流三千里）が科せられている。

段潮有は、張洪志の家に行って、破かれた衣服の賠償を求めたところ、張洪志に背中を殴られたが、殴り返すことはしなかった。李仲のとりなしによって段潮有は外に出たが、犬にズボンを喰い破られたため、桶を拾って投げつけたところ、桶の柄がすっぽ抜けて、思いがけず張洪志の妻の王氏に命中して死なせてしまった¹⁰。

こちらは嘉慶 3 年（1798 年）の事案であるが、犬に桶を投げつけたところ誤って人を傷つけ死なせてしまった段潮有に対して、やはり過失殺律ではなく、鬪殺律に比附した上で、そこから 1 等を減じた杖一百流三千里の刑が科せられている。

『刑案滙覽』卷 32 戲殺誤殺過失殺傷人の項目下には、ここで引用した 2 例以外にも、動物（犬であることが多い）を攻撃しようとして、誤って人を死亡させた事案が 7 件ばかり収録されているが、そのほとんどの案件においては、個別具体的な事情の違いによって適用条文や刑罰に多少の差はあるけれども、犯人は概ね杖一百流三千里に処せられており、過失殺律は適用されていない。

しかしながら、これらの案件の中には、ごく少数ながらも過失殺律が適用さ

7 『刑案滙覽』卷 32 「因牛踐食高粱、擲牛誤斃同伴」。

8 中村茂夫「比附の機能」（前掲注 2『清代刑法研究』所収）。

9 大清律例卷 26、刑律人命、弓箭傷人条。「正当な理由なく都市や人の居住する家屋に向かって、弾を打ち、矢を放ち、瓦や石ころを投げた者は、人を負傷させなかつたとしても笞四十に処する。人を負傷させた者は、（親属関係等特別な身分関係のない）一般人に対する鬪傷の罪から 1 等を減じる。……その結果人を死亡させた者は、杖一百流三千里に処する云々〔凡無故向城市、及有人居止宅舍、放彈射箭、投擲磚石者、（雖不傷人）笞四十。傷人者、減凡鬪傷一等、……因而致死者、杖一百流三千里云々〕」。

10 『刑案滙覽』卷 32 「見狗在人身傍、打狗誤斃人命」。

れている事案も存在している。例えば、以下に引用する嘉慶 20 年（1815 年）の唐二元一案もその 1 つである。

唐二元が唐允祿の家の垣根の外を通ったとき、唐允祿の家の犬に咬まれたため、後を追いかけて唐允祿の家の垣根の入り口に至り、鋤を振り上げて犬を殴ろうとしたところ、たまたま唐允祿が頭を出して覗き見たため、鋤の刃が唐允祿の額に当たり、唐允祿は死亡してしまった¹¹。

本件に対して、原審である四川総督は、「人が居住する建物に向けて銃や弓を発射して禽獣を撃とうとしたところ、思いがけず人を殺害した場合には、弓箭殺人の本律によって満流に擬する」の条例¹²に比照したが、刑部は改めて過失殺人律によって収贖とした。

同様に道光 5 年（1825 年）の陳套児一案¹³においても過失殺律が適用されている¹⁴が、なぜこれらの事案において過失殺律が適用されたのか、その理由については史料中には何ら言及されていない。ただ思うにこれらの事案は、いずれも犯人が動物を攻撃した際には人の姿を知覚してはおらず（すなわち「耳目

11 『刑案匯覽』卷 32 「用鋤殴犬、誤斃牆内伸視之人」。

12 戯殺誤殺過失殺傷人条例 8 「……若向城市及有人居止宅舍、施放鎗箭、打射禽獸、不期殺傷人者、仍依弓箭殺傷人本律科斷、各追埋葬銀一十両、給与死者之家」。なお、条例番号は『大清律例彙輯便覽』（台湾・成文出版社影印本、1975 年）における条例の記載順に依る。

13 『刑案匯覽』卷 32 「用槍擲犬、誤斃由外進内之人」。事案の概要は以下のとおり。「陳套児は槍を門外にいた犬に向かって投げつけたところ、不意に張青児がたまたま門外から中庭に入ってきたため、誤って張青児の咽喉を傷つけ死なせてしまった」。本事案において犯人の陳套児は、過失殺律によって収贖とされた。

14 『刑案匯覽』所収の案件以外に、例えば『刑案匯覽統編』にも過失殺律の適用が示唆されている案件（黄汝沖一案）が見られる。『刑案匯覽統編』卷 19 「坡上拾石擲牛、誤斃坡下之人」。なお、事案の概要は以下のとおり。「黄汝沖が山の坂の上で作業をしていたところ、たまたま彼の族姪である黄四愬が牛を引いて坂の下に来て牛を放牧させた。各人はそれぞれ別の場所で遊んでいた。後に牛が黄汝沖の畑に侵入して豆の苗を食い荒らし始めた。黄汝沖はその様子を見て大声を上げたが、牛が逃げ出す様子はなかった。そこで石を拾い上げて牛に向かって投げて追い払おうとしたところ、思がけないことに黄四愬が丁度坂の下から走りよって来て、牛を引き連れていくこうとしたため、石が黄四愬の頭に当たり、死なせてしまった」。

所不及」に該当する)、それ故に被害者の死は犯人にとって全く思いもよらなかつた出来事である(すなわち「思慮所不到」に該当する)という点で共通性があり、このことがこれらの事案に過失殺律が適用された主たる理由となっているのではないかと推測される。そのことは、前引の段潮有一案において、段潮有を闘殺律から1等を減じて杖一百流三千里に処する際に、「段潮有が犬にズボンを咬まれたために、桶を拾って犬に向かって投げつけたとき、すでに犬が主氏の身边にいるのを見ているのに、不届きにも(犬を)打とうとした(段潮有因被狗咬褲脚、拾桶向狗擲打、惟時已見狗在主氏身辺、即不應擲打)」(傍点筆者)と述べて、犯人が被害者の姿を知覚していたにもかかわらず、軽率にも動物に攻撃を加えた事実を強調していることからも裏付けられよう。

ただし、人が側に存在することを認識した上で動物を攻撃し、その結果人を死なせた事案であっても、乾隆中期以降に過失殺律が適用されている事案も存在する。例えば以下に引用する咸豐8年(1858年)の何登美一案もそのような事例である。

黄世順は何登美に売った豚肉の代金を受け取るために、一緒に何登美の家に行ったとき、何登美の家の犬が黄世順に襲い掛かって噛み付こうとした。何登美は黄世順が負傷することを恐れて、走り寄って足を挙げて犬を蹴ろうとしたところ、思いがけず黄世順が何登美的向かって右側に避けたために、何登美は蹴りだした足を止めることができず、誤って黄世順の睾丸を蹴ってしまい死なせてしまった¹⁵。

本事案に対して原審の四川総督は、何登美を弓箭傷人律に比附して杖一百流三千里に擬したが、刑部は四川総督の原擬は妥当ではなく、改めて過失殺律によって收贖とすべきことを示唆している。本件は説帖からの引用であるため、最終的に事案がどのように完結したか確かなことは言えないが、刑部がこれほどはっきりと過失殺律を適用すべきと述べていることから、恐らくはこのとお

15 『刑案匯覽統編』卷19「賜犬誤斃人命照過失殺」。

りの結論となつたのではないかと推測される。この中で刑部は、過失殺律を適用すべき理由として以下のように述べている。

何登美は、黃世順が犬に襲われ咬みつかれそうになつたため、（黃世順が）負傷する虞があることを慮り、走り寄って足を擧げて犬を蹴ろうとしたところ、思いがけず黃世順が該犯の向かって右側に避けたため、該犯は蹴りだした足を止めることができず、誤ってその睾丸を蹴って傷つけ、地面に倒して死なせてしまった。その情状を考えるに、まさに「耳目及ばざる所、思慮到らざる所」（という過失殺律）の律註と符合する。

〔何登美因黃世順被犬撲敵、慮恐敵傷、趕攏拳脚踢犬、不期黃世順向該犯身右閃避、該犯收脚不及、誤踢傷其腎囊、倒地殞命。覈其情節、正与耳目所不及、思慮所不到之律註相符。〕

この刑部の言の意味するところは、恐らくは被害者が犯人の予想外の動きをしたことが原因となって、誤って攻撃が当たって死亡したものであり、それは犯人の意料の及ぶところではないために過失殺に該当するということであると思われる。また、刑部が明言しているわけではないので確かなことは言えないが、何登美が犬を蹴ったのは、襲われている黃世順を救うためであるという、当該行為が真にやむを得ない理由に基づくものであることもまた、過失殺律が適用される決め手となったのではなかろうか。

以上述べたことよりすれば、動物を攻撃して誤って人を死亡させた事案に関しては、清代中期以降においては、犯人が被害者の存在をそもそも知覚していなかったか、ないしは知覚していた場合でも、被害者が予想外の動きをしたために攻撃が当たって死なせてしまった、あるいは動物への攻撃が真にやむを得ない理由に基づくものであった等の特別の事情がある場合を除き、過失殺律の適用はなかったと考えて差し支えないであろう。

翻って前述の尹伯昌一案を見ると、被害者の楊飛栄は猫を守ろうと犯人の目の前に立ちふさがったのであるから、尹伯昌が被害者の存在を知らずに動物を攻撃したということはあり得ない。また、楊飛栄が予想外の動きをしたために

槍が目に当たったというような事情もなければ、猫を槍で突き刺そうとした行為が真にやむを得ない理由によるものであったとも考えられない。それにもかかわらず尹伯昌には過失殺律が適用されていることから、本事案もまた初期特有事案の一つと見て間違いないものと言えよう¹⁶。

3. 鈴木氏による前稿に対する批判について

専修大学の鈴木秀光氏による前稿の書評が、『法制史研究』64号（2015年3月）に掲載された（388頁以下）。その中で鈴木氏は、全体としては前稿を評価するものの、前稿において初期特有事案として紹介した「『推跌致死』の事例」に関して疑義を呈しておられる。そこで示されている批判の要点は、概ね以下の3点にまとめられよう。

- ①前稿において「推跌致死」の事案として挙げられている2つの事例の内、乾隆2年（1737年）の曾開訓一案は、牛に推されて転倒して死亡したという事例であり、「推跌致死」の類型とは異なる事案なのではないか。
- ②「推跌致死」の事例として挙げられたもう1つの事案である康熙46年（1707年）の錢考一案は、三法司が見解を統一できずに2つの定擬内容を上奏する「三法司両議」という例外的な手続が採られた案件であり、

16 『刑案滙覽』に収められている、清代中期以降で過失殺律が適用されていない諸事案と尹伯昌一案とを比較した場合、前者においては攻撃対象となった動物は犬・馬・牛等で猫を対象としたものではなく、また多くの場合は物を投げての攻撃であり、槍で突き刺した案件は一つもない等、事案の細部に至るまで完全に一致するものは存在しない。しかしながら、こうした事案の細部の相違が過失殺適用の有無に影響を与えた可能性はほとんどないと思われる。すなわち、攻撃対象の動物が犬か猫かで結論に影響が出るとは考え難く、また攻撃方法が物を投げるか槍で突き刺すかという違いについても、むしろ槍で突く方がより攻撃方向の制御がし易いはずであるという点で、犯人の責任を加重する方向に働くことはあり得ても、軽減する方向に働くことはまずあり得ないからである。この点からしても、尹伯昌一案において過失殺律が適用されているのは、清代初期と中期以降とで過失殺律の適用基準が異なっていたためであると考えてよいであろう。

したがってそこで示された、過失殺として処理するという最終結論もまた例外的なものなのではないか。

③上記 2 事案を除いた上で、改めて「推跌致死」の事案の処理を見てみると、それは原則として鬪殺律の適用を検討した上で、「おす」という行為が死因に直結していないとみなされた場合は減刑が模索されたという点で一貫していたのであり、この類型に関しては、過失殺律の適用基準の変化の問題と捉えることはできないのではないか。

鈴木氏の批判に接して、もう一度関係史料を精査したところ、鈴木氏の指摘の妥当性を裏付けると思われる史料を見つけることができた。それは、乾隆 9 年（1744 年）の吳阿大一案である。本件は乾隆 10 年（1745 年）の朱益明一案¹⁷の中で先例として引用されているものであるため、詳細な事実関係は必ずしも明らかではないが、事案の概略は以下のとおりである。

吳阿大と章阿二は互いに組み合ったまま墜いた。吳阿大はまた手で一推しましたところ、地面が滑りやすかつたため、章阿二は足を滑らせて転倒し死亡してしまった。

本事案において、犯人の吳阿大は鬪殺律に比附された上で、そこから 2 等を減じられて杖一百徒三年に処せられているが、ここで重要なのは、吳阿大を杖一百徒三年に処する理由として刑部が、「ただ章阿二が、地面が滑りやすかつたために足を滑らせて転倒するに至った点は、実に「推跌致死」の状況とは異なっており、もし「推跌致死」の事案に照して、鬪殺から 1 等を減じて流に擬したのでは、また情状に比べて法が重過ぎるように思われる【但章阿二因地滑之過、失足致跌、与寔在推跌致死者有間、若照推跌致死之案、減鬪殺一等擬流、亦覺情輕法重】」（傍点筆者）と述べていることである。これを見る限り、少なくとも乾隆 9 年の段階で「推跌致死」の事案に対しては、「鬪殺から 1 等を減じて流に擬」するという事案処理が実務上すでに定着していたことが窺

17 『成案統編二刻』卷 7 「互奪木板手脱、以致板頭碰傷背後之人、疏跌身死減徒成案」。

え、そしてそうした処理は、恐らくはそれ以前からもすでに行われていたものと推測される。

このように鈴木氏の批判（③の主張）は概ね妥当であるようと思われるため、鈴木氏の指摘どおり、「推跌致死」の事案は過失殺の問題とは切り離して考えるべきであろう。したがって、前稿において初期特有事案として「推跌致死」の2事例を挙げたことは筆者の誤りであり、この点に関しては前稿の記述を訂正したい。また、「推跌致死」がそもそも過失殺の適用が問題となるような事案ではなかったとすると、前稿の記述を修正すべき箇所がもう1点生じることになる。それは過失殺律の適用基準が変化した時期に関する問題である。次節ではこの点について詳しく検討してみたい。

4. 過失殺律適用基準の変化時期に関する再検討

清朝における過失殺律の適用基準が、今日の過失致死のイメージに近い、清代初期の比較的緩やかなものから、清代中期以降の厳格なものへと移行するのがいつ頃であるのか、換言すれば、過失殺律の適用に関連して、「清代初期」と「清代中期以降」の境目は具体的にどの時期に求めることができるかという問題については、筆者は前稿において次のように述べた。

「過失殺と鬪殺の限界をどのように見るか」の変遷に関して言えば、それは例えば条例等の制定を通じてある日突然に変化したというようなものではなく、実際の裁判の場での法適用を通じて徐々に変化していくものと考えられるため、過失殺適用に関する方針が完全に固まるまでの過程においては、似たような事案に対しても過失殺が適用されたりされなかったりといった、結論にぶれが生ずる事態が多分に存在したであろうことは十分に予想される。そのように考えれば、この雍正四年の戴国熙一案はこうした「ぶれ」の一局面であると解釈することもできよう。これまで論じてきたことを総合して考えると、過失殺の適用に関する変化の兆しは雍正年間頃にはすでに現れ、あたかも振り子が振れる如く変動しながらも次第に

収束して行き、乾隆十年頃までには中村茂夫氏が明らかにした清代中期以後の過失概念が確立された可能性が高いという見方が穩当であるように思われる¹⁸。

この前稿において提示した見解の内、ある日突然変化したのではなく一定の移行期間を経て徐々に変化していったという点に関して言えば、後に改めて論じるように、恐らくは誤っていないものと今でも考えているが、それが雍正年間に始まったとする主張については大いに疑問であると言わざるを得ない。なぜならば、この主張の妥当性は戴国熙一案の存在が前提となっているからである。

戴国熙一案は、加害者と被害者がお互いに言い争いになり、被害者から頭突きを受けた加害者が手で一推したところ、被害者が加害者の衣服を掴んだまま転倒して、加害者が被害者の上に覆いかぶさる形になり、その際に加害者の膝が被害者の腹部に当たって死亡させたという、いわゆる「推跌致死」の事案である。この事案に対して過失殺律を適用した江蘇巡撫の原擬が刑部によって斥けられ、改めて閻殺律に照して絞監候に処せられたことをもって、前稿では過失殺律適用基準の変化の兆しが雍正年間に見られたとの結論を導いた。しかしながら、前節で述べたように、「推跌致死」の事案がそもそも過失殺律が適用されるような事案ではなかったとすると、過失殺律の適用基準が変化した時期については、根本的に検討し直す必要が生じる。

本稿の末尾に掲げた表1は、康熙朝から乾隆朝にかけての案件を収録している各種刑案史料の中から、初期特有事案に該当すると見られる事案を拾い出し、それらを年代順に並べたものである。各案件名の後に付した丸数字は、表2の事件番号と対応している。各案件の概要等については表2に一覧としてまとめてあるので、そちらもあわせて参考されたい。なお、表1中の「過失殺律の適用が否定された事案」については、初期特有事案として従来は過失殺律が

18 前稿 147～148 頁。

適用されていたような類型の事案であるにもかかわらず、当該案件では過失殺律の適用が認められなかつたもの（原擬段階では過失殺に擬律されたが、刑部段階でより重い別の罪名に変更されたもの）を挙げている。

表1の中で、案件名の冒頭に×印が付されているものは、いわゆる「推跌致死」の類型に属する事案である（ちなみに、案件名の下線は、前稿で言及した案件であることを意味している）。そして、前節で紹介した鈴木氏の批判に基づき、これら「推跌致死」の案件を過失殺律の適用基準の変化を考察するための検討素材からはずした上で、改めて表1を見てみると、従来は過失殺律の適用が認められていたような事案に対して、乾隆10年（1745年）を境に過失殺律の適用が否定される事案が見られるようになってきている状況が読み取れる。もちろん、筆者が関連する案件の存在自体を見落としている可能性は少なからずあるし、そもそも刑案そのものが、清代に発生したすべての事件を網羅的に収録しているわけではないので、ここに挙げたもの以外にも、初期特有事案関連の案件が別に存在した可能性は十分にある。それ故に、過失殺律の適用基準の変化が乾隆10年に始まったのだと断定することは理論上困難であるが、少なくともごく大まかな傾向として言えば、遅くとも乾隆10年頃までには過失殺律の適用基準に変化が見られるようになったと考えることは可能であろう。

しかしながら、この乾隆10年頃を期に一挙に過失殺律の適用基準が清代中期以降と同様になったわけでは必ずしもない。そのことは、乾隆10年以降にもしばらくは初期特有事案に対して過失殺律が適用されている事例が存在していることからも明らかである。この、過失殺律が適用された事案と適用されなかつた事案とが並存している時期が、前稿でも指摘した「移行期間」と考えてよいであろう。移行期間においては、従来どおりの過失殺に対する認識が踏襲されつつも、一方で清代中期以降と同様の厳格な過失殺觀が司法官僚達の間で徐々に形成されて行き、やがてはそれが優勢となって、最終的には確立されるに至ったものと推測される。

次に問題となるのは、こうした移行期間が終了するのがいつ頃のことなのか、換言すれば、中村茂夫氏が明らかにしたような清代中期以降の過失殺律適用基準がいつ頃確立されたのかという点である。先にも述べたように、筆者の史料の見落としの可能性や、そもそも刑案に掲載されている事案がすべてとは限らないという原理的な問題があるため、その時期を正確に特定するのは極めて困難であるが、表1を見る限り乾隆10年代後半辺りが一つの候補として浮かび上がって来るようと思われる。管見の限りでは、初期特有事案に該当すると思われる案件で過失殺が認められている最も遅い時期のものとして、乾隆17年（1752年）高永寧一案がある。同事案の概要は以下のとおりである。

高永寧のおじの高爾貴は周国元の家の隣に住んでいた。周国元の妻の李氏の母方のおじである李玉書が周国元の家に同居していたが、ある日家で音楽の会を催していた。その日高爾貴の祖母が病気で床に臥せっていたが、隣家が騒々しかったため、隣家に行って止めさせるよう高爾貴に命じた。高爾貴はおじの高永寧に代わりに隣家に行ってもらうよう頼み、高永寧は周国元の門前に行って李玉書を呼び出し抗議したところ、お互いに言い争いになった。そのとき李氏が騒ぎを聞きつけて表に出てきて、李玉書をかばって高永寧を罵り始めた。高永寧は一方で罵り返しながら、一方でその場から川沿いに逃げ出した。李氏はさらにその後を追いかけ、高永寧の衣服をつかんで背後から引っ張った。高永寧は力任せに前に進んで抜け出そうとしたところ、思いがけず李氏の手がはずれ、李氏はバランスを崩して転倒した。その場所は川岸で平坦ではなかったため、李氏はそのまま川に落下し溺死してしまった¹⁹。

原審である浙江巡撫は、高永寧が李氏に背後から衣服を引っ張られたため、抜け出そうとして前進し、思いがけず李氏が転倒し、川岸が平坦ではなかったため河に転落して溺死したのは、実に「耳目及ばざる所、思慮到らざる所」に

19 『成案統編』卷11「被扯掙脱、致跌溺死、依過失殺収贖案」。

該当し、過失殺の律意と合致するとして、高永寧を過失殺律によって収贖に擬した。これに対して刑部は、相手と相争っている状況が存在せず、当初から人を害しようという心がないにもかかわらず、思いがけず相手を死なせてしまった場合に、初めて「耳目及ぼさる所、思慮到らざる所」となるのであって、本件の場合は、すでに高永寧は李氏と言い争いをしているわけであるから、過失殺に擬律するのは妥当ではない²⁰として、再度妥当な擬律を行うよう原擬を駁した。しかしながら浙江巡撫は、乾隆2年（1737年）の鄭茂家一案²¹並びに乾隆3年（1738年）の朱六仔一案²²という、いずれも過失殺律の適用が認められた先例を援用し、本件はこれらの事案と情状が類似していることを理由に再度過失殺律に擬したところ、刑部も巡撫の主張を認め、高永寧に対する過失殺律の適用が認められた。

高永寧一案より後の時期においても、各種刑案史料中に収録されている過失殺適用事例の存在を確認することはできるが、この時期以降の案件で過失殺律の適用が認められているものは、ほぼ清代中期以降の基準下においても過失殺として認められるような（したがって、初期特有事案とは言えないような）事例ばかりである。一例を挙げると、この時期に比較的近い年代に発生した事案として乾隆22年（1757年）の王明堯一案がある。事案の概要は以下のとおりである。

謝紹栄の一族の者が他人の管理地の山で無断で柴を刈っていたところを、その土地の管理者である王明堯に発見されたため、柴の塊をその場に抛り捨てて帰り、謝紹栄にそのことを告げた。謝紹栄は山に登り議論しようとしたが、丁度そのとき王明堯は抛り捨てられた柴の塊を担いで山を下りて

-
- 20 この刑部の言説の中に、「先行行為の正常性」という、清代中期以降における過失殺成立の核心をなす要素の萌芽が見て取れるように思われる。
- 21 事案の概要については、表2の⑧を参照。また、前稿134頁以下でも本事案を紹介しているので、そちらもあわせて参照されたい。
- 22 事案の概要については、表2の⑫を参照。また、前稿151頁注(24)でも本事案を紹介しているので、そちらもあわせて参照されたい。

いるところであり、両者は途中の坂道で遭遇した。謝紹栄が王明堯の担いでいた柴の塊を下方に引っ張ったところ、王明堯は坂道のためバランスを崩し、担いでいた柴が前方に移動して、図らずも謝紹栄の頭部に当たって傷つけ死なせてしまった²³。

この事案においては、事の発端は、被害者たる謝紹栄の親族が無断で王明堯が管理する山の柴を刈ったことにあり、非は被害者の側にあると言える。また、謝紹栄の死をもたらす結果となった行為は、謝紹栄自身が柴の塊を引っ張ったことに起因し、その間王明堯は何らの積極的な行動も取っておらず、言わば謝紹栄は自分自身の行為が引き金となって死亡したのであり、王明堯の側には何ら非難されるべき点は見出せない。したがって本件は、王明堯の側から見れば全く正常な行為からたまたま人の死が発生した事案であり、それ故に清代中期以降の基準に照らしても十分に過失殺が成立するものであると言えよう。

この他にも、乾隆 24 年（1759 年）の陳阿佳一案²⁴ や乾隆 32 年（1767 年）の黃中著一案²⁵ 等といった過失殺律適用事例が存在するが、これらもまたすべ

23 『所見集』卷 26 「奪人之柴、致被截傷身死、無争奪情形、駁改過失殺」。

24 『所見集』卷 26 「同下水頑戯、自退入深水淹死、駁改過失殺」。事案の概要は以下のとおり。「方官森は陳阿佳を誘い、一緒に河に入って水を掛け合って遊んでいたところ、方官森が後ろに下がったときに深みにはまってしまい溺れ死んでしまった」。原擬の段階では陳阿佳には戯殺が適用されていたが、刑部の示唆に基づき、最終的には過失殺が適用された。本件は、お互いに水遊びをしていたものの、被害者が溺れ死んだのは、自ら後退したことが原因であり、これに関して加害者には何らの落ち度も見られないため、過失殺律が適用されたものと思われる。

25 『駁案新編』卷 16 「廣東司、……茂名県民黃中著被拉掙脱、致程明世跌傷身死一案云々」。『所見集二集』卷 10 「被拉不放、用力掙脱、失跌致斃、部駁改依過失殺收贖」。事案の概要は以下のとおり。「程明世が酒に酔って、たまたま通りかかった黃中著の腕を掴んで力比べを挑んだが、黃中著は承知せず、関わり合いになることを恐れて力任せに腕を振りほどこうとしたところ、程明世が転倒し、自分が抛り捨てた木の塊に頭部をぶつけて負傷し死亡した」。廣東巡撫の原擬では、黃中著は鬪殺律によって絞監候に擬されていたが、後に過失殺律によって收贖とされた。本件は、被害者である程明世が酒に酔って黃中著に絡んだことが発端となって発生したものであり、犯

て清代中期以降においても過失殺が成立するであろうと考えられるものばかりである。ただここで注意すべきは、乾隆 20 年代になっても、初期特有事案で過失殺律が適用されている事例が 1 件のみ存在していることである。以下に引用する乾隆 24 年の祝興発一案（表 1 の②の事案）がそれである。

祝興発は 14 歳、姚元宝は 15 歳の少年であった。乾隆 23 年（1758 年）8 月 13 日に祝興発は、祝完・姚元宝とともに山に登って柴を刈っていたが、姚元宝が棒を地面にさして標的にし、柴刀を投げて棒に当たったら勝ちとして、その者に柴を与えることにしようと提案してきた。祝興発と祝完はそれに同意し、順番に柴刀を投げたがいずれも当たらなかった。その内に、姚元宝が刈り取った柴が、投げた刀を取りに往復している間に蹴り飛ばされて散乱したため、姚元宝は屈み込んで柴を縛り始めた。一方祝興発は何度も刀を投げたが、棒に当たらなかったため、2 歩近づいて刀を投げようとしたところ、周囲に気を配る余裕がなく、刀を振り上げたときに丁度姚元宝が立ち上がり、刃が姚元宝の後頭部に当たって傷つけ、姚元宝は地面に倒れこんだ。祝興発は祝完とともに直ちに救助して家に連れ帰り、医者を呼んで治療に当たらせたが、姚元宝の傷は重く、28 日夜に死亡した²⁶。

原審である浙江巡撫は、子供達が棒を挿して刀を放り投げていたのは、「戯」に近いけれども、やはり「人を殺すに堪える事」ではないので、戯殺と同じではなく、むしろ祝興発の行為は無心より出たものであるから、過失殺の律註と符合するとして、祝興発を過失殺によって収贖に擬し、刑部に咨ったところ、刑部は巡撫の原擬を認め、そのとおりに事案は完結している。

前稿で引用した戴狗兒一案²⁷を見ても明らかのように、清代中期以降になる

人の側には特に非難されるべき点が見られないため、過失殺律が適用されたものと思われる。

26 『成案統編二刻』卷 7 「柴刀拋打挿標為戯、刀勢掠転、碰傷致死、擬過失殺」。

27 『刑案匯覽』卷 31 「玩耍撲失跌被煙袋嘴戳傷身死」。事案の概要については、前稿 127 頁または中村前掲注 2 論文 44 頁以下参照。

と、一般的には人の死をもたらす程の危険性をともなわないような単なる遊戯行為についても、それが社会生活上必ずしも必須の行為というわけではないという意味で「正常な行為」とはみなされず、そのような行為から人の死という結果が発生すれば、もはや過失殺は成立しないものとされていた。しかるに本事案では、明らかに社会生活上必ずしも必要ではない遊戯行為（しかもそれは戴狗兒一案のような馬の真似をして遊ぶよりもはるかに危険度の高い行為である）から人の死が発生したにもかかわらず過失殺律が適用されている。このことから、乾隆 24 年の段階においても、なお清代初期の基準で過失殺律が適用されている例が存在していたということになる。

ただし、本事案に関しては若干の問題が存在する。それは、祝興発に過失殺律が適用された実質的な理由の如何についてである。この点に関しては、祝興発とともに遊戯に加わっていた祝完に対して浙江巡撫が、「祝完が一緒にになって刀を放り投げていたのは、けしからぬことではあるけれども、思うに子供（「童稚」）である」からとして罪には問わない旨の請願を刑部に行い、それが刑部によって承認されている事実が注目に値する。もちろん祝興発に過失殺律が適用されたのが、祝完のようにまだ子供であるという理由からであることを示す記述は史料中には見られないけれども、あるいは祝興発に関しても、彼がまだ子供であることが過失殺の適用に影響を与えた可能性があることも否定できない。もし犯人が年少者であることが過失殺律の適用に影響を与えたとすれば、本件は過失殺律の適用基準の変化時期を考える際に用いる史料としては適切でないということになる。

祝興発一案における過失殺律適用の眞の理由が如何なるものであったのかは、現時点では何とも言えないが、もし祝興発一案を除いて考えると、乾隆 10 年代後半頃には過失殺律の適用基準が清代中期以降のものに完全に切り替わった可能性が高く、また仮に祝興発一案を含めて考えたとしても、遅くとも乾隆 20 年代半ば頃には移行期間が終了したと見てよいのではなかろうか。

5. おわりに

以上述べてきたように本稿においては、鈴木氏による前稿への批判を受けて、前稿の結論の一部、特に過失殺律適用基準の変化時期に関する見解の修正を行った。すなわち、前稿では雍正期から乾隆 10 年頃を移行期間として、その前後で適用基準に変化が生じたと述べたが、本稿では移行期間の始期を乾隆 10 年頃に措定し、乾隆 10 年代後半から遅くとも乾隆 20 年代半ば頃には清代中期以降の過失殺適用基準が確立したと考えられることを明らかにした。もっとも、今回提示した年代についても、今後新たな史料の発見によってさらに変更される可能性は残されているが、現時点における一応の結論として述べておきたい。

ただ、前稿の「おわりに」において、今後の課題として示しておいた乾隆期頃に過失殺律の適用基準が変化した理由については、本稿においてもなお未解決の問題として積み残したままでせざるを得ない。なぜならば、前稿においても述べたように、この種の変化は清朝の様々な法制度上においても同様に生じていた可能性が高く、過失殺の問題のみからの考察では必ずしも十分な解答が得られないと考えられるからである。それ故に、清朝における他の法的諸制度の時代的な変化の実態並びにそれらが生じた原因の解明については、再び今後の課題として指摘した上で、本稿を終えることにしたい。

表1 初期特有事案年代順一覧

	過失殺律の適用が認められた事案	過失殺律の適用が否定された事案
康熙 40 年	萬貴一案〔①〕	
康熙 46 年	(×錢考一案)	
雍正 4 年		(×戴國熙一案)
雍正 7 年	吳孔英一案〔②〕	
乾隆元年	高応一案〔③〕 陳天漠一案〔④〕	
乾隆 2 年	徐珍吉一案〔⑤〕 李奇昇一案〔⑥〕 曾開訓一案〔⑦〕 鄭茂家一案〔⑧〕 范子章一案〔⑨〕 王甫仔一案〔⑩〕 彭亮英一案〔⑪〕	
乾隆 3 年	朱六仔一案〔⑫〕 陳小二姐一案〔⑬〕	
乾隆 4 年	陳文華一案〔⑭〕	
乾隆 5 年	蘇彥昌一案〔⑮〕	
乾隆 6 年	尹伯昌一案〔⑯〕	
乾隆 7 年	英萬全一案〔⑰〕	(×陳德一案)
乾隆 8 年	王朝喜一案〔⑱〕 李必章一案〔⑲〕 陳二狗一案〔⑳〕 張富老一案〔㉑〕	
乾隆 9 年		(×朱信一案)
乾隆 10 年		林耀一案〔㉒〕 王華燦一案〔㉓〕 朱益明一案〔㉔〕
乾隆 11 年	王宗堯一案〔㉕〕	徐允周一案〔㉖〕 傅三一案〔㉗〕(最終結論不明)
乾隆 12 年	章記成一案〔㉘〕	
乾隆 14 年	朱四一案〔㉙〕	張明九一案〔㉚〕 劉喜罕一案〔㉛〕
乾隆 16 年	陳氏一案〔㉛〕(恩赦が影響?)	郭氏一案〔㉕〕
乾隆 17 年	高永寧一案〔㉖〕	朱海若一案〔㉗〕 鄧榮可一案〔㉘〕 林學三一案〔㉙〕
乾隆 18 年		杜二本一案〔㉚〕
乾隆 23 年		彭扶萬一案〔㉛〕
乾隆 24 年	祝興發一案〔㉗〕	

備 考

- ・下線を付した事案は、前稿の本文または注で取り上げた案件であることを意味する。
- ・頭に「×」印を付して（ ）で括った事案は、「推跌致死」の案件であることを意味する。
- ・〔 〕内の丸数字は、表2「初期過失殺関連事案一覧」の番号と対応している。

表2 初期過失殺連事件一覧
I 過失殺が認められた事案

No.	事件名	発生年	発生地	事件の概要	適用条文	備 考	出典
①	萬貴一案	康熙40年	江西省	祖先の墳墓をめぐって争いとなつた際に、攻撃をかわしたところ人とぶつから所が悪くて死なせてしまつた。	過失殺連律		全集卷22
②	吳孔英一案	雍正7年	河南省	加害者と被害者が互いに木材の奪い合いをして、被害者が石段に乗り上げて陰窓の根元を負傷し死亡してしまつた。	過失殺連律	直前に木材の奪い合いをしていたことに関する、不応為重律が適用されている。	棄編卷19
③	高応一案	乾隆元年	福建省	被害者が加害者他2名を雇用して稻の収穫を手伝わせたが、賃金が未払いたくなつた。加害者らが被害者の家に行き、村の世話役のところへ行つて話しをしつけようとしたが、被害者の手を引つ張つて門の外に連れ出そうとしたが、被害者の母親がそれを阻止しようとし、被害者も門の敷居に足を引つ張つけて是が非でも行こうとしたが、急に引っ張つていた手を緩められ、ははずみで地面に仰向けに倒れ込んだ。そのとき加害者が門のところに走り寄つてきたため、被害者の母親が加害者の髪髪を掴んで引き止めた。加害者は逃れようとして後ろ向きにあちこち動き回つたが、そのためには背後に躊躇していた被害者の胸部を踏みつけて負傷させ、数日後に死なせてしまった。	過失殺連律	恩赦が適用されて、犯者の刑罰(杖刑)は免除されたが、過失殺連の贖金の支払いは免除されなかつた。	棄編卷19

No.	事件名	発生年	発生地	事件の概要	適用条文	備考	出典
④	陳天漢一案	乾隆元年	福建省	加害者が護身のため銃を携帶して農作業をした帰り道に、被害者の兄が垣根を切り倒そうとしているのを目撃して、両手に銃を持ったまま走りよって阻止しようとした。そのとき被害者が近づいてきて、脇から銃を奪い取ろうとしたため、加害者は後方に退いて銃を奪い返したが、その際に思いがけず火縄が火薬口に落ち、被害者を誤射して死なせてしまった。	閩殺律→過失殺律	原審は二度にわたって閩殺律を適用しようとしたが、刑部はその都度過失殺律の適用を示唆している。	彙編卷19
⑤	徐珍吉一案	乾隆2年	安徽省	加害者はふざけて被害者の口にざるの補修剤を塗りつけようとしたため、被害者は加害者に抱きつき、そのまま両者組み合つたまま地面に倒れ込んだ。加害者が被害者は食事をした後であつたため、激しく押し倒されたことで腰が飛び出して死亡してしまった。	過失殺律	一旦は刑部に駁されたが、最終的には当初の原標どおり過失殺として処理された。	彙編卷19

No.	事件名	発生年	発生地	事件の概要	適用条文	備 考	出典
⑥	李奇昇一案	乾隆2年	福建省	加害者は公有の山地に立っていた松の木が風に吹かれて倒れているのを見つけて、斧を相いで切り倒しに行き、翌日に劔を焼こうとしていたところ、被害者ががやってきて、松の木は自分が先に切り削したのだとしたらめを言い、加害者の劔を奪おうとした。加害者は力が弱かったので、劔を引っ張ついていた手が緩んでしまった。加害者はお互いに地面に転倒し、被害者は後頭部を負傷して間もなく死亡してしまった。	過失殺律		彙編卷19
⑦	曾開訓一案	乾隆2年	福建省	小作料の未払いのため、加害者は農作業を中止させようと牛の綱を引っ張り、被害者のおばとの間で綱の引っ張り合いとなつた。加害者は力任せに牛の綱を引っ張つてあざ遣を進んで行こうとしたところ、傍に立っていた被害者がバランスを崩して田地に転げ落ち、こめかみを負傷して二日後に死亡してしまった。	過失殺律		彙編卷19
⑧	鄭茂家一案	乾隆2年	福建省	加害者は被害者の兄に物を授けられてこめかみを傷つけられため向かつていつたところ、被害者が兄を護ろうと背後から加害者の衣服を引っ張つた。加害者は前に進んで何か抜け出そうとしたが、思いがけず被害者が背後で転倒して死んでしまった。	過失殺律		彙編卷19

No	事件名	発生年	発生地	事件の概要	適用条文	備考	出典
⑨	范子章一案	乾隆2年	福建省	加害者は知人から行方不明の大搜索を頼まれていたが、よく似た特徴を持つ犬を発見した。しかしその犬は他人の所有する犬で、その所有者の雇われ人との間で争いになった。加害者は犬が連れ去られてしまうことを恐れて、相手を手で押しのけたところ、相手は体勢を崩して後方に倒れこんだ。そのときまたま後ろに幼児である被害者がいて、事の成り行きを見ていたため、倒れこんだ人物の下敷きとなつて負傷し、二日後に死亡してしまった。	過失殺律		纂編卷19
⑩	王甫仔一案	乾隆2年	福建省	被害者は義理の叔父と一緒にタニシを探りに出かけたが、他人の烟の傍を通ったときに、烟に突っていた茄子を数個もぎ取って籠に入れた。そのときまたまその烟の所有者の使用者である加害者が水の見張りをして来たが、烟のほうから物音が聞こえてきたため、深夜で人影が見えなかつたこともあり、野獸がいるのではないかと疑い、追い払うために石を数個投げつけたところ、その石が被害者の頭部に当たつて負傷させ、死なせてしまった。	過失殺律		纂編卷19

No.	事件名	発生年	発生地	事件の概要	適用条文	備考	出典
⑪	彭亮英一案	乾隆2年	湖南省	土地の二重典売をめぐって、契約の仲介人同士で争いになり、被害者が加害者を引つ張つて一緒に原所有者の所に連れて行こうとしたところ足を滑らせて一緒に転倒した。加害者が捕まえられた脳を振りほどいて起き上がりうどいたところ、膝で下腹部を傷つけ死なせてしまった。	過失殺律	取り調べ不十分として一旦は駁されたが、結論に変化なし。	所見卷26
⑫	朱六仔一案	乾隆3年	福建省	被害者は加害者から借金をして、その返済が未払いとなっていた。加害者は被害者がお金を所持していることを知り、返済を求めたところ、被害者は一部のみ返済し、残りは後日支払うと約束したが、被害者は全額支払ふよう求めた。しかし被害者は承知せず、一部返済金の支払いもないと言い出したため、加害者は錢をすべて奪い取つて懲り納め、その場から立ち去ろうとしたが、被害者に懲罰を掴まれた。加害者は力ずくで逃れようとしてなおも前に進んだため、被害者は体勢を崩して崖から滑り落ち死亡してしまった。	過失殺律		集編卷19
⑬	陳小二姐一案	乾隆3年	安徽省	どちらも幼年者である加害者と被害者が一緒に木の下において、瓦の破片を投げて棗を打ち落とそうとしたところ、加害者が投げた破片が落下しきったときに被害者の頭頂部に突き刺さって負傷させ、数日後に死なせてしまった。	過失殺律	収賄の額について刑部は、幼年者の収賄額ではなく、過失殺の収賄額を適用するよう指示している。	集編卷19

No.	事件名	発生地	事件の概要	適用条文	備考	出典
⑭	陳文華一案	乾隆4年 湖南省	作物を食い荒らした牛を引き連れて いこうとしたところ、加害者である 牛の所有者との間で牛の綱の引つ張 り合いになったが、突然綱が切れた ため加害者が不意に手を離し、背後 に立っていた被害者を傷つけて死な せてしまった。	誤殺律→過失殺律		成編卷11
⑮	蘇彦昌一案	乾隆5年 広東省	被害者の仲間が牛の後を追い掛け回 して殴ろうとしたことを契機として 集団で闘争が発生した際に、加害者 が被害者の後を追いかけて河の堤防 の上にぶつかれて河に転落し死亡し てしまった。	過失殺律	主犯格の者については、 適用条文が過失殺律から 過失殺律に変更されてい る。	成編冊5
⑯	尹伯昌一案	乾隆6年 四川省	猫を槍で突き刺そうとして、それを 阻止しようとして立ちふさがった人 を誤って突き刺してしまい死なせて しまった。	過失殺律	刑部は、原審の事実認定 に誤りがなければ過失殺 となることを認めたら上 で、再度詳しく取り調べ よううに指示した。	成編冊5
⑰	英萬全一案	乾隆7年 黒龍江	人に酒を勧めようとして相手の手を 引いたところ、手に小刀を持つてい ることを失念してしまったため、相手の 手を刺傷してしまし、11日後に破傷 風により死なせてしまった。	戦殺律→過失殺律		成編冊5

No.	事件名	発生年	発生地	事件の概要	適用条文	備考	出典
⑬	王朝喜一案	乾隆8年	直隸省	被害者が加害者に対して自分の体を持ち上げられるが試すよう持ちかけ、それに応えて加害者が背後から抱きかかえたところ、力がなくてしつかりと立っていることができず、一緒に地面に倒れ込んだ。その際に被害者が腰に押していたキセルが折れてわき腹に刺さり、その傷が元で死んでしまった。	過失殺律		成編卷11
⑭	李必章一案	乾隆8年	廣東省	牛の賃貸料の滞納をめぐって争いになった際に、お互いにつかみ合いでなって地面に倒れ込んだところ、加害者の膝が被害者の額丸に当たって傷つけ死なせてしまった。	無服の親屬の闘殺 →過失殺律		成編冊5
⑮	陳二狗一案	乾隆8年	廣東省	加害者の叔父が所有する豚が被害者の父親の所有する畑の作物を食い荒らしたことが原因で言い争いになり、被害者が加害者に抱きついてきたために、それを振り払おうとしたところ、二人そろって池に転落し、加害者は自力で岸に這い上がったが、被害者はそのまま溺死してしまった。	闘殺律→過失殺律		纂編卷18 所見卷26

No.	事件名	発生地	事件の概要	適用条文	備考	出典
②	張富老一案	乾隆8年 浙江省	被害者が加害者の胸倉を掴み、加害者も手を伸ばして掴み返そうとしたため、被害者が後退したところ、足を滑らせて一緒に転倒し、その際に加害者の膝が被害者のわき腹に当たり、また落ちていた石にわき腹の後ろをぶつけて負傷し、13日後に死亡してしまった。	闕釋律→過失殺律		所見卷26
②	王宗亮一案	乾隆11年 浙江省	共同で所有していた墓地に、一方が壇垣を築いて門を設置した際に、敷地内に積み上げてあつた草を勝手に拋り捨てたために争いになつた。その際に救援に駆けつけた加害者が、相手方の救援に駆けつけた人物の幼子が頸いて地面に倒れていることに気付かず、腹部等数箇所を踏みつけ負傷させ死なせてしまった。	過失殺律		成続卷11
②	章記成一案	乾隆12年 浙江省	共同所有していた山の木を加害者に売却した被害者は、共同所有者である兄が代金の分け前を渡さなかつたことに腹を立て、加害者が木を勝手に切つて盗み出したと県に訴えたが、加害者はそれを無理して第三者に木を転売しようとしたが、それをお止めしなかった。二人は木を組み合わせいかだの上で争つていたが、お互いにつかみ合いになつたまま川に転落し、加害者は救助されたが、被害者はそのまま溺死してしまった。	過失殺律	刑部は、本事案はお互いに争いあつている状況が見られるため、過失殺には当らないとして、一日は原機を駿したが、再度過失殺に擬律した原審の判断を最終的には認めている。	成続卷11

No.	事件名	発生年	発生地	事件の概要	適用条文	備 考	出典
㉙	朱四一案	乾隆14年	浙江省	加害者の父親は、貧しくて結納金の支払いができない取って娶ろうと、船で相手の家に向かった。首尾よく姉妹相手を奪った後、抱きかかえたらまま船から船へと次々と飛び移つて自分の船に戻らうとしたところ、加害者が被害者の船に飛び移つた際に、勢いが強すぎて船が転覆し、姉妹相手の一族の子供2名を溺死させた。	過失殺律		成統卷11
㉚	陳氏一案	乾隆16年	広東省	被害者の子が煙からサツマイモを掘り出して持つて行ったのを目撃した加害者の子が、サツマイモを渡すよう求めたが拒否されたため、相手を打った。そのことを母親である被害者に告げたため、被害者は加害者の家に行つて、加害者の子を殴らうとしたが、助けを呼ぶ声を聞いた加害者が、子供の手を引いて引き離そうとしたところ、被害者との間に子供を挟んだ引っ越し合いの状態になつた。被害者は病み上がりで力が出来なかつたので手を緩め、また地面が湿つて滑りやすくなつていたために、バランスを崩して仰向けに転倒し、死亡してしまった。	過失殺律	刑部は、すでに格闘した状況が見られないとして一旦は取扱したが、再度過失殺に擬定した原審の判断を最終的には認めた。 →事件後に風説が出来ていることが結論に影響したか?	所見卷26

No.	事件名	発生年	発生地	事件の概要	適用条文	備考	出典
㉙	高永寧一案	乾隆17年	浙江省	際家の騒音を止めさせようとして抗議に行った加害者と、被害者が言い争いになった。加害者は被害者に対して罵り返す一方で、その場を離れて川沿いに逃げ出しがたが、被害者はその後を追いかけ、加害者の衣服を掴んで背後から引っ張った。加害者は力任せに前に進んで抜け出そうとしたところ、思いがけず被害者の手がはずれ、被害者はバランスを崩して転倒し、そのまま川に落下して溺死してしまった。	過失殺律	刑部は、力任せに落ちる恐れがあることを知りながらあえて前に進んだのであるから、過失殺とは言えないとして一旦は取扱したが、再度過失殺に疑問した原審の判断を最終的に認めめた。	成綱卷11
㉚	祝興發一案	乾隆24年	浙江省	少年三人が山に登って柴を刈つていが、被害者の少年が地面に棒に棒にして標的とし、柴刀を投げて棒に当たったら勝ちとして、その者に柴を全部与えることにしようと提案した。残り二人も同意して、順次柴刀を投げたがいずれも当たらなかつた。被害者は棒を上げていた柴が散乱したので躊躇していたが、標的に当てるごとに気をとられていた加害者がそのことに気付かず、二歩近づいて柴刀を振り上げて投げようとしたところ、丁度立ち上がりた被害者の頭部に刃が当たって傷つけ、死なせてしまった。	過失殺律		二刻卷7

II 過失殺が認められなかつた事案

No.	事件名	発生年	発生地	事件の概要	適用条文	備考	出典
㉙	林耀一案	乾隆10年	福建省	加害者が被害者とともに柴を刈つて海辺に積み上げておいたが、風が強まって柴が海水にさらわれてしまつた。加害者は海に入つて一片の柴を拾い上げたところ、被害者はそれは自分の柴であるとして奪い取ろうとし、お互いに引っ張り合いになつた。加害者は力が弱くて手を離してしまひ、一方被害者が勢いよく引っ張つたため、柴の先端が被害者の腹部に当たり、死なせてしまった。	闇殺律		纂編卷19
㉚	王華燦一案	乾隆10年	福建省	加害者が農地の買戻しを被害者の一族に求めたところ、投下した資本の補償を求めめたため、県に訴える争いとなつた。裁判では加害者の農地買戻しが認められたが、被害者の一族は抵抗して代金を受け取らず、依然として農地での耕作を続けたため、加害者はそれを阻止しようとしたところ、相手に鍔の柄で突かれて負傷した。そこで加害者は鍔を奪つて相手を殴り返して負傷させた。そのとき被害者が後ろから走りよってきて、力なくで鍔を奪おうとした。加害者は傷を負つていたため力が入らず、思わず手が緩んだところ、勢いあまって鍔の柄が被害者の胸に当たり、死なせてしまった。	闇殺律		纂編卷18

No.	事件名	発生地	発生年	事件の概要	適用条文	備考	出典
⑩	朱益明一案	乾隆10年	浙江省	借金の未払いをめぐって争いになり、加害者が板を手にとつて殴りかからうとしたが、相手方もその板を握んで離さず、お互に引つ張り合いになった。加害者が力任せに引っ張って板を奪い取ろうとしたところ、相手方が手を離したため、勢い余って後退し、争いを止めにやつて転倒され、被害者にて板が当たって転倒させ、死なせてしまった。	過失殺律→鬪殺律 から二等減	犯人が病死したため、最終的には審理が打ち切られた。	二刻巻7
⑪	徐允周一案	乾隆11年	安徽省	地保の指示で祭礼の寄付金を集めていた加害者は、ある女性の支出額が非常に少なかったことから、その無礼さを非難したところ、罵りあいとなつた。そのとき被害者が女性の肩を持って加害者をほしいままに罵つたため、お互につかみ合いとなつたが、その際に被害者が転倒して背骨を負傷し死亡してしまった。	過失殺律→鬪殺律	恩赦が援用されて流刑に減輕された。	成編冊4
⑫	傅三一案	乾隆11年	奉天府	被害者が加害者の家を訪れた際に、加害者の飼っていた犬に噛み付かれて衣服を破かれてしまつた。被害者は加害者に対して怒つて責めたが、加害者は憤慨し、被害者に睨みかかつて頬を引っかき傷つけた。被害者は憤慨やどうと突進したが、加害者に回避されなかなく、加害者に頭突きをしようとしたが、加害者を転倒して鼻筋を負傷し、その場もとで死亡してしまつた。	過失殺律→不明	刑部は過失殺律への擬律を不適切であるとして駁している。	成続巻11

No.	事件名	発生年	発生地	事件の概要	適用条文	備考	出典
⑬	張明九一案	乾隆14年	安徽省	加害者は被害者が焼いたパンが生焼けであったため、クレームをつけて賠償するよう求めたが、被害者もまた言い返した上で頭突きを食らわせた。加害者は被害者の言葉に腹を立て、振り向いて立ち去ろうとした際に、麵を切るためにの重い包丁を後ろに放り投げたところ、それがまた背後でパンを焼いていた被害者のがぶしに当たり死なせてしまった。	過失殺律→鬪殺律		成編冊2
㉙	劉喜罕一案	乾隆14年	山東省	被害者が鎌の柄の部分を持つて、被害者と腰を打つて互いに戦れあっていたが、被害者が鎌の刃であるさけて防衛していたところ、被害者の咽喉を傷つけ死なせてしまった。	過失殺律→鬪殺律	刑部は鬪殺律の適用を示唆していたが、最終的には鬪殺律が適用された。	所見卷26 成編冊2
㉚	鄒氏一案	乾隆16年	江蘇省	加害者が被害者に抱きついてじやれてきたため、被害者が加害者を手で一押ししたところ、加害者は体勢を崩して二人一緒に転倒した。加害者が下敷きになってしまったため、転がつて抜け出そうとしたが、その際に不意に膝が被害者のわき腹にぶつかって傷つけ死なせてしまった。	過失殺律→鬪殺律	恩赦が適用されて免罪となつた。	所見卷26

No.	事件名	発生年	発生地	事件の概要	適用条文	備考	出典
㊯	朱海若一案	乾隆17年	江西省	被害者は他の仲間二人とともに、人に雇われて加害者の所有する船に穀物を運び込んだ。その穀物は元から規定量よりも少なかったが、加害者は被害者が窃取したのではないかと疑い、被害者が置き忘れて行った籠を留め置いて、被害者が取りに戻つくるのを待つた。このとき被害者は籠を置き忘れて来たことに気付き、加害者の船に引き返して、籠を持つて船縁に出たところ、被害者が籠を奪い取ろうとして引つ張り合いになつたが、被害者が手を緩めたため、体勢を崩して川に転落し、溺死してしまった。	過失殺律→闊殺律		成続卷11 成編冊2
㊯	鄧榮可一案	乾隆17年	広東省	土地と家屋を購入した加害者が、家の明け渡しに応じない相手方に対応せず、抱いていた幼女（被害者）を下に下ろして加害者と争い始めた。加害者は腹を立てて相手方の胸倉を掴み、門外に引つ張り出そうとしたところ、被害者が服を掴んでいたために、そのまま一緒に引つ張られて転倒し、死亡してしまった。	過失殺律→誤殺律		成續卷11 成編冊2

No.	事件名	発生年	発生地	事件の概要	適用条文	備考	出典
㊱	林学二一案	乾隆17年	浙江省	加害者の父と被害者の祖父は農地をめぐって争いとなり、加害者の父は加害者を連れて相手の家に行つた。そのときたまたま紛争相手は留守にしていたが、その子供（被害者の父親）は門を固く閉ざして、二人を家に入れなかつた。その無礼な態度に怒つた加害者の父は、門の外から石を拾つて投げ込んだが、被害者の父も門内から石を投げ返した。そこで加害者は棒を手にとつて垣根を打ち壊したところ、思いがけないことに幼女である被害者が垣根の内側にあつた椅子の上に立つており、垣根が崩れ倒れたことによつてその下敷きとなり、死亡してしまつた。	過失殺律→弓箭傷人律から一等減		成続卷11 滙覽卷32
㊲	杜二本一案	乾隆18年	江苏省	被害者が世話をしていた牛が加害者の農地内に侵入して作物を食ひ荒らし始めた。その様子を目撃した加害者は、牛の縄を引つ張つて連れて行こうとしたが、被害者もそれを阻止しようと縄を引つ張つたため、お互に縄を引つ張りあう状態となつた。そのとき思いがけず牛の鼻の辺りの縄が千切れてしまい、被害者は勢い余つて仰向けに倒れたが、被害者も手に縄を持たままであつたので一緒に転倒し、加害者が抱えていた動物の柄に下腹部を傷つけられ、死亡してしまつた。	過失殺律→閼殺律		成続卷11

No.	事件名	発生年	発生地	事件の概要	適用条文	備考	出典
⑩ 彭扶萬一案	乾隆23年	江西省	被害者の夫が、加害者の煙の豆を盗んだところを捕らえられ、窃盜の証拠とするためにズボンを脱がされてから家に帰った。その話を聞いた被害者はズボンを取り返すために加害者のもとに向かったところ、途中で加害者と遭遇しズボンを返すよう求めたが、加害者はズボンはすでに証拠として地保に渡したもので、明日になつて事件の処理が終わつてから返すと返答した。被害者は夫が屈辱を受けたことに怒り、加害者の家に行つて騒ぎを起こしてから死のうと決意し、腫を返して加害者宅に向かおうとしたところ、加害者は自分の家で居直られるこどを恐れ、被害者の衣服を掴んでこちらに振り向かせようとした。被害者はなおも力任せに進もうとしたが、加害者の手が転倒し、死亡してしまった。	闕経律			二集卷8

出典欄の略称は以下の通り：「全集」 = 「例案全集」 「彙編」 = 「成案彙編」 「新編」 = 「駁案新編」 「所見」 = 「所見集」

「所二」 = 「所見集二集」 「成統」 = 「成案統編」 「二刻」 = 「成案統編二刻」

「二集」 = 「成案新編二集」 「匯覽」 = 「刑案匯覽」